

6月18日まで(3日、15日、17日)の法人局派遣 講師による「経営者の集い+MS(翌日)」中止のご案内

5月25日(月)に改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言は全都道府県で解除となりましたが、外出については、6月18日(木)までは県をまたぐ移動は、慎重な対応をとる政府方針が出されました。

この要望により、6月18日まで法人局より配当した法人局講師(法人SV,法人AD,法人レクチャラー)も新たな政府方針に鑑みますと移動が適わぬ為、同日までの講師派遣に伴う「**経営者の集い+モーニングセミナー**」は中止とさせていただきます。

何卒ご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和2年5月29日

熊本県倫理法人会 会長 村上 尊宣